

## 8.10 自然との触れ合い活動の場

## 8.10.1 調査事項

調査事項は、表 8.10-1 に示すとおりである。

表 8.10-1 調査事項

区 分	調査事項
予測した事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度</li> <li>・自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度</li> <li>・自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度</li> </ul>
予測条件の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設配置計画</li> <li>・工事用車両の走行の状況</li> <li>・建設機械の稼働状況</li> </ul>
ミティゲーションの実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事用車両の出入口には交通整理員を配置する予定とし、周辺の自然との触れ合い活動の場の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮する計画としている。</li> <li>・工事用車両の集中稼働を行わないよう、可能な限り工事工程の平準化に努める計画としている。</li> <li>・工事用車両の走行に当たっては、規制速度の遵守等安全走行の徹底、市街地での待機や違法駐車をすることがないよう、運転者への指導を徹底する。</li> <li>・歩行者、自転車、一般車両等の優先の徹底、交差点進入時、右左折時における歩行者、自転車等の安全確認の徹底等の交通安全教育を工事用車両運転者に対して徹底する。</li> <li>・1964年東京オリンピックレガシーである記念作品等については、敷地内に再設置を行う計画としている。</li> <li>・明治神宮外苑等の周辺施設管理者との情報共有により、周辺の自然との触れ合い活動の場を含めた情報提供に努める。</li> </ul>

## 8.10.2 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

## 8.10.3 調査手法

調査手法は、表 8.10-2 に示すとおりである。

表 8.10-2 調査手法

	調査事項	自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度
	調査時点	工事の施行中とした。
調査期間	予測した事項	工事中の適宜とした。
	予測条件の状況	工事中の適宜とした。
	ミティゲーションの実施状況	工事中の適宜とした。
調査地点	予測した事項	計画地及びその周辺とした。
	予測条件の状況	計画地及びその周辺とした。
	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺とした。
調査手法	予測した事項	既存資料及び現地調査により、自然との触れ合い活動の状況の整理による方法とした。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とした。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とした。

### 8.10.4 調査結果

#### (1) 調査結果の内容

##### 1) 予測した事項

##### ア. 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度

事業の実施に伴い、旧明治公園（四季の庭と霞岳広場）は改変されたが、計画地周辺の明治神宮外苑の樹林地やイチョウ並木における散策、休憩や自然観察、外周道路におけるサイクリング、ジョギング・ランニング等の自然との触れ合い活動の場は維持された。

計画地には、ベデストリアンデッキを整備し、隣接する東京体育館や計画地南側に新たに整備される公園との立体的な歩行者ネットワークが有効に機能する整備を行った。また、既存樹木の移植も含めた緑豊かな歩道状空地を整備し、隣接する聖徳記念絵画館等の緑との連続性等に配慮した「大地の杜」、「深緑の杜」、「大樹の里庭」、「水辺の里庭」を創出し、周囲の多様な景観との調和を図った。さらに、計画地西側では「せせらぎ」による水景の創出や計画地5階には空中庭園「空の杜」を整備し、新たな自然との触れ合い活動の場を創出した。

##### イ. 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度

建設機械の稼働及び工事用車両の走行にあたっては、大気汚染及び騒音・振動低減のために、工事ヤードにおける仮囲いの設置や排出ガス対策型建設機械及び低騒音建設機械の使用、不要なアイドリングの防止等の対策を行った。また、工事用車両の走行に関しては、周辺における自然との触れ合い活動の場が多く存在する計画地東側に配慮し、明治神宮外苑内（イチョウ並木）での工事用車両の走行は行わなかった。

##### ウ. 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

最寄りの駅から計画地までの利用経路は、マウントアップやガードレール等の安全施設との組み合わせにより、歩道と車道が分離され、また、交差点は信号制御されており、工事前からの変化はなかった。

工事用車両の出入口には交通整理員を配置し、一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮した。なお、計画地周囲の一部の歩道では一時的に通行規制を行ったが、適切な迂回路を設定し、一般歩行者の利用経路を確保した。

##### 2) 予測条件の状況

##### ア. 施設配置計画

施設配置計画は、「4. 新国立競技場（オリンピックスタジアム）の計画の目的及び内容 4.2 内容 4.2.4 事業の基本計画 (1) 配置計画」(p.9～11 参照) に示したとおりである。

##### イ. 工事用車両の走行の状況

工事用車両の走行ルートは、「4. 新国立競技場（オリンピックスタジアム）の計画の目的及び内容 4.2 内容 4.2.5 施工計画 (3) 工事用車両」(p.65～71 参照) に示したとおりである。

また、工事用車両の状況は、「8.1 大気等 8.1.4 調査結果 2) 予測条件の状況 ウ. 工事用車両の状況」(p.72～73 参照) に示したとおりである。

## ウ. 建設機械の稼働状況

建設機械の稼働状況は、「8.1 大気等 8.1.4 調査結果 2) 予測条件の状況 オ. 建設機械の稼働状況」(p. 74～75 参照) に示したとおりである。

## 3) ミティゲーションの実施状況

ミティゲーションの実施状況は、表 8.10-3 に示すとおりである。

なお、自然との触れ合い活動の場に関する苦情は工事終了までになかった。

表 8.10-3 ミティゲーションの実施状況

ミティゲーション	実施状況
・工事用車両の出入口には交通整理員を配置する予定とし、周辺の自然との触れ合い活動の場の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮する計画としている。	工事用車両が出入するゲートには、交通整理員を配置した(写真8.10-1)。
・工事用車両の集中稼働を行わないよう、可能な限り工事工程の平準化に努める計画としている。	工事用車両(主にダンプトラック、生コンクリート車等)の総量を調整し、集中を避けた。
・工事用車両の走行に当たっては、規制速度の遵守等安全走行の徹底、市街地での待機や違法駐車をすることがないように、運転者への指導を徹底する。	朝礼等を通じて、規制速度の遵守、安全走行の徹底、市街地での待機や違法駐車禁止の指導を行った(写真8.10-2)。
・歩行者、自転車、一般車両等の優先の徹底、交差点進入時、右左折時における歩行者、自転車等の安全確認の徹底等の交通安全教育を工事用車両運転者に対して徹底する。	朝礼等を通じて、一般車両等の優先の徹底、交差点進入時、右左折時における歩行者、自転車等の安全確認の徹底等の交通安全教育を工事用車両運転者に対して徹底した(写真8.10-2)。
・1964年東京オリンピックレガシーである記念作品等については、敷地内に再設置を行う計画としている。	新国立競技場の東側に1964年東京オリンピックレガシーである記念作品を再設置した(写真8.10-3)。
・明治神宮外苑等の周辺施設管理者との情報共有により、周辺の自然との触れ合い活動の場を含めた情報提供に努める。	敷地内に明治神宮外苑施設も含めた案内サインを設置した(写真8.10-4、写真8.10-5)。



写真 8.10-1 交通整理員



写真 8.10-2 朝礼

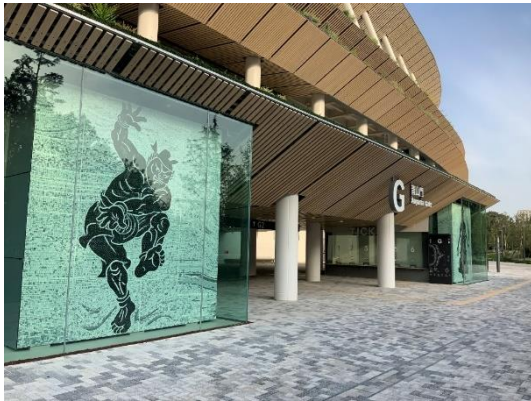


写真 8.10-3 記念作品



写真 8.10-4 明治神宮外苑施設も含めた案内サイン



写真 8.10-5 明治神宮外苑施設も含めた案内サイン (写真 8.10-4 右下図の拡大)

## (2) 予測結果とフォローアップ調査結果との比較検討

## 1) 予測した事項

## ア. 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度

フォローアップ調査では、現況の計画地内の自然との触れ合い活動の場は改変されるものの、計画地周辺における自然との触れ合い活動の場は維持され、計画地内には新たな自然との触れ合い活動の場が創出されていることを確認した。

以上のことから、予測結果と同様に、自然との触れ合いの活動の場は現況同様に維持されたものとする。

## イ. 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度

フォローアップ調査では、建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴うミティゲーションの状況を確認した。工事中においても、周辺の自然との触れ合い活動は継続されていた。

以上のことから、予測結果と同様に、自然との触れ合いの活動の現況は維持されたものとする。

## ウ. 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

最寄りの駅から計画地までの利用経路は、マウントアップやガードレール等の安全施設との組み合わせにより、歩道と車道が分離されている。また、工事用車両の出入口には交通整理員を配置し、一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮するとともに、計画地周囲の一部の歩道では一時的に通行規制を行ったが、適切な迂回路を設定し、一般歩行者の利用経路を確保することにより、自然との触れ合い活動の場への移動経路に及ぼす影響を極力小さくしている。

以上のことから、予測結果と同様に、自然との触れ合いの活動の場までの利用経路に与える影響は低減されているものとする。